

# 愛知県知事選挙

## 投票できる人

この選挙で投票できる人は、平成27年2月2日以前に生まれた人で、26年10月14日以前から引き続き碧南市の住民基本台帳に登録されている人（失権者を除く）です。

### ◎転居（市内での転居）した人

平成27年1月13日（火）までに市民課へ転居届を出した人は、転居先の投票所で投票してください。

1月14日（水）以降に転居届を出した人は、前住所地の投票所で投票してください。

### ◎転出（市外へ移転）した人

転出届を出した人でも、転出先が愛知県内で、届を出してから投票日までが4か月未満（平成26年10月1日以降転出）であり、一定の条件に該当する人は碧南市で投票することができますので、選挙管理委員会にお尋ねください。

投票できる場合には、いずれかの市区町村長（どこの市区町村でも可）が発行する「引き続き愛知県内に住所を有する者であることの証明書」（無料）が必要です。

### ◎転入（市外から移転）した人

平成26年10月15日以後に碧南市に転入届を出した人は、碧南市では投票できません。前住所地が愛知県内で、一定の条件に該当すれば前住所地の市区町村で投票できる場合がありますので、選挙管理委員会にお尋ねください。

投票できる場合には、いざれかの市区町村長（どこの市区町村でも可）が発行する「引き続き愛知県内に住所有する者であることの証明書」（無料）が必要です。

## 投票所

投票所入場券に記載されている投票所（7ページ参照）で投票してください。

### 期日前投票・不在者投票

投票は、投票日に投票所へ出かけて行うのが原則ですが、次のような理由で2月1日（日）の投票日に投票所へ行けない人は、前もって期日前投票または不在者投票をすることができます。

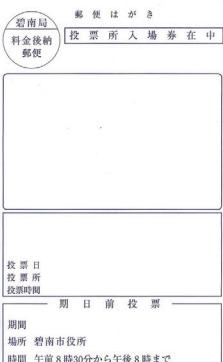
### ●期日前投票または不在者投票ができる人

- ①投票日に仕事に従事する人
- ②レジャー、冠婚葬祭などで投票区の区域外にいる人
- ③病気、けが、出産などのため投票所へ行けない人
- ④市外に滞在中の人

※④は不在者投票（投票用紙を封筒に入れて、封筒に署名する方法）になります。

前に投票に来た場合は、不在者投票になります。

## 選挙公報の配布



△投票所入場券

### ◎入場券がないときは

入場券が届いていない人や入場券をなくした人でも、本人であることが確認できれば投票できます。投票所の受付に申し出てください。

※印鑑、身分証明書は不要です。

投票日  
2月1日（日）  
投票時間  
7時～20時

愛知県知事選挙は1月15日（木）に告示され、2月1日（日）が投票日です。今後4年間の愛知県政を託す重要な選挙です。選挙公報、政見・経歴放送などにより候補者をよく知り、自分の意思で悔いのない1票を投げましょう。

問合せ 行政課内選挙管理委員会

## 入場券の送付

投票所入場券は世帯ごとににはがきで、1月16日（金）ごろに発送します。

1つのはがきに同じ世帯の人の入場券（最大4人分）が入っています。2月1日（日）に投票所へ出かけるとき（または期日前投票をするとき）は、はがきをめくつて本人の入場券をミシン目で切り離してお持ちください。

### ◎入場券がないときは

立候補者の氏名、経歴、政見などが掲載されている選挙公報は、1月30日（金）ごろまでに各世帯にお届けします。

投票所入場券は世帯ごとににはがきで、1月16日（金）ごろに発送します。放送などにより候補者をよく知り、自分の意思で悔いのない1票を投げましょう。

## ◎期日前投票の手続き

期日前投票の期間中に入場券を持つて市役所へお越しください。宣誓書に記載されている期日前投票をする理由のなかから、自分が該当するものを選び、署名すれば期日前投票ができます。

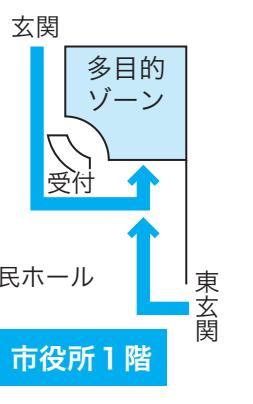
また、入場券が届いていない人や入場券をなくした人でも、同様の手続きを行い、本人確認ができれば投票できます（印鑑は不要）。

※宣誓書は6ページを切り取るか、期日前投票会場に備付けのものをご利用ください。市選挙管理委員会ホームページからも印刷できます。

※宣誓書は6ページを切り取るか、期日前投票会場に備付けのものをご利用ください。市選挙管理委員会ホームページからも印刷できます。

とき 1月16日(金)～31日(土) 8時30分～20時

ところ 市役所1階多目的ゾーン  
※2月1日(日)は指定された投票所で投票してください。



## 【身体障害者】

身体障害者手帳や戦傷病者手帳の交付を受けている人、介護保険法による要介護者である人で、次に該当する人は、投票用紙を自宅などで記入し、郵送による投票ができます。※事前に市選挙管理委員会で手続きが必要です。

- 両下肢または体幹の障害の程度が特別項症から第2項症までの人
- 心臓、じん臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の障害の程度が1・2級の人
- 直腸または小腸の障害の程度が1・3級の人
- 肝臓または免疫の障害の程度が1・3級の人

## 代理投票

※開票は、投票日当日の20時45分から臨海体育館で行います。

## ◎不在者投票の手続き

次に該当する場合、不在者投票ができます。

①指定病院および指定老人ホームなどに入院・入所中の人は、病院長または施設長に不在者投票をしたい旨を申し出れば、その病院または老人ホームなどで不在者投票ができます。

②市外に滞在中の人は、滞在中の市町村の選挙管理委員会で不在者投票ができます。

※②の場合は、市選挙管理委員会へ不在者投票を行いたい旨をあらかじめ申し出してください。投票用紙や請求書などのやりとりを郵便で行うため、期間に余裕をみて、早めに申し出てください。

※2月1日(日)は指定された投票所で投票してください。

## 郵便などによる不在者投票

身体障害者手帳や戦傷病者手帳の交付を受けている人、介護保険法による要介護者である人で、次に該当する人は、投票用紙を自宅などで記入し、郵送による投票ができます。※事前に市選挙管理委員会で手続きが必要です。

- 両下肢、体幹または移動機能の障害の程度が1・2級の人
- 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の障害の程度が1・3級の人
- 肝臓または免疫の障害の程度が1・3級の人

## 【戦傷病者】

- 両下肢または体幹の障害の程度が特別項症から第2項症までの人
- 心臓、じん臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の障害の程度が特別項症から第3項症までの人

体が不自由な人や字の書けない人は、投票所へ来て申し出れば補助者が代筆します。誰に投票したかは絶対に秘密にするよう法律で守られていますので、ご安心ください。

## 点字投票

視覚障害があり点字のできる人は、点字投票の制度があります。点字器、点字投票用紙は投票所にありますので、受付で申し出してください。

◎郵便などによる不在者投票の手続き

郵便投票等証明書（原本）を持参または郵送により市選挙管理委員会の確認を受け、投票用紙を請求してください。投票用紙の請求は、1月28日(水)17時までです。

なお、郵便投票等証明書の交付を受けていない人は早めに申請してください。

## ○代理記載ができます

代理記載とは、郵便などによる不在者投票において本人が投票用紙に記載できない場合、あらかじめ定めた代理記載人によって投票用紙を記載する制度で、次の人が対象になります。

- 身体障害者手帳を持ち、上肢または視覚の障害の程度が1級の人
- 戦傷病者手帳を持ち、上肢または視覚の障害の程度が特別項症から

## こんな投票は無効です

- 定められた投票用紙以外の用紙を使用して投票したもの
- 候補者の名前のほかに余分なことを書いたもの
- 2人以上の候補者の名前を書いたもの

- 定められた投票用紙以外の用紙を使用して投票したもの

## 投票・開票速報

投票・開票速報は市ホームページ(<http://www.city.hekinan.aichi.jp/senkyo.htm>)で行います。

投票・開票速報 9時から1～2時間ごとに発表  
開票速報 22時ごろから30分ごとに発表

# 宣誓書

私は、**愛知県知事選挙** の当日、次の事由に該当する見込みです。

次の A から D のいずれかに○を付けてください。

A	仕事等による場合 (1号事由)	仕事、学業、地域行事の役員、本人又は親族の冠婚葬祭に従事
B	旅行等による場合 (2号事由)	A以外の用事又は事故のため、 本市区町村以外又は市区町村内に外出、旅行又は滞在
C	病気等による場合 (3号事由)	疾病、負傷、出産、身体障害者等のため歩行が困難
D	住所移転による場合 (5号事由)	住所移転のため、本市区町村以外に居住

上記は、真実であることを誓います。

切り取り線

平成27年 1月 日

氏名			
生年月日	大正 昭和 平成	年	月
現住所 ※マンション・アパート名 も記入してください	碧南市	町	丁目 番地
選挙人名簿に記載さ れている住所	※現住所と異なる場合のみ記載してください		

投票区	名簿番号	交付月日
		1月 日

※ この宣誓書を切り取って使用することも可能ですが、枚数が足りない場合は、お手数ですが  
コピーするか、市ホームページより印刷してご利用ください。

# あなたの投票所はこちちらです

投票区	投票所名	投票区の区域
第1	西端区事務所（半崎町3-60）	井口町、大久手町、大坪町、奥沢町、長田町、上町、神田町、雁道町、北町、島池町、清水町、白沢町、白砂町、宝町、竹原町、鳥追町、半崎町、平山町、吹上町、松原町、桃山町、屋敷町、用久町、若水町
第2	西端下区民館（油渕町1-11）	油渕町、荒居町、湖西町、坂口町、三度山町、洲先町、立山町、広見町、札木町、古川町
第3	西山区民館（西山町7-115）	金山町、久沓町、西山町、東山町、丸山町、山下町
第4	東松江区民館（相生町5-77）	相生町、田尻町、松江町、六軒町
第5	新川公民館（新川町2-1-1）	明石町、浅間町、新川町、山神町
第6	浜尾区民館（住吉町1-94）	籠田町、住吉町、千福町、鶴見町、浜尾町
第7	西部区民館（笹山町3-36）	荒子町、北浦町、笹山町、城山町、新道町、二本木町、平和町、見合町、緑町
第8	東町内会館（鷺塚町5-60）	旭町、繩手町、野銭町、鷺塚町、鷺林町
第9	東部市民プラザ（照光町5-3）	池下町、大堤町、神有町、亀穴町、鴻島町、三角町、照光町、天神町、三宅町、流作町
第10	日進公民館（日進町2-92）	霞浦町、小屋下町、三間町、下州町、日進町、東浦町、伏見町、平七町、矢繩町
第11	中央中学校体育館（植出町5-2）	植出町、尾城町、中後町、福清水町、踏分町、堀方町
第12	中部公民館（向陽町3-48）	源氏神明町、向陽町、幸町、沢渡町、中山町、野田町、松本町
第13	天道保育園（未広町2-32）	栄町、未広町、須磨町、天王町、道場山町、宮後町
第14	棚尾児童センター（棚尾公民館内）（汐田町2-28）	春日町、栗山町、源氏町、作塚町、汐田町、善明町
第15	棚尾ふれあい館（棚尾本町5-35）	雨池町、川端町、志貴町、志貴崎町、棚尾本町、舟江町、弥生町、若宮町
第16	大浜公民館（中町1-53）	石橋町、大浜上町、音羽町、中町、中松町、羽根町、浜寺町、浜町、本郷町
第17	南部市民プラザ（塩浜町7-135） ※平成26年12月より変わりました。	権田町、塩浜町、築山町、錦町、西浜町、浜田町、港本町
第18	にじの学園（宮町4-1-2）	伊勢町、入船町、権現町、玉津浦町、岬町、宮町、若松町
第19	前浜集落センター（前浜町1-80）	稻荷町、江口町、河方町、川口町、港南町、潮見町、中江町、中田町、前浜町、葭生町

※各投票所とも駐車場が不十分でご迷惑をおかけします。自転車などをご利用いただき、駐車場や投票所付近の渋滞緩和にご協力ください。

## 東部市民プラザ、高齢者元気ッス館（お風呂）、東部児童センター、 棚尾児童センターは臨時休館します

東部市民プラザおよび棚尾児童センターを愛知県知事選挙会場として使うため、東部市民プラザ、高齢者元気ッス館のお風呂、東部児童センターおよび棚尾児童センターを臨時休館します。ご理解・ご協力をお願いします。

とき 2月1日(日)

問合せ 東部市民プラザ ☎(46)1188  
棚尾児童センター ☎(41)0892